

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 白河中央地区排水管設置工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特- (2) 薬液注入工について、改良効果が得られなかった場合、設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	受注者の責によらず現地状況等により改良効果が得られず、監督員が工事の変更等を指示した場合は、設計変更協議の対象になります。
2	発進立坑仮設の鋼矢板について、設計図では自立式と推察されます。施工にあたり、変位量が許容値を上回ると見込まれ、監督員が工事の変更等を指示した場合は、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	受注者の責によらず現地状況等により変位量が許容値を上回ると見込まれ、監督員が工事の変更等を指示した場合は、設計変更協議の対象になります。
3	到達立坑におけるライナープレートに変形防止用の補強リングが必要となった場合、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が到達立坑におけるライナープレートに変形防止用の補強リングが追加が必要と判断し、工事の変更等を指示した場合は、設計変更協議の対象になります。
4	水平調査ボーリングが必要となった場合、設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書 2 1 - 1 (7) に記載の通り、監督員が土質地質調査を追加指示した場合は、設計変更協議の対象になります。
5	調査基準価格の算定について、本工事では別途に計測工（諸経費込み）が計上されておりますが、調査基準価格算定の際は100%計上で加算すると考えてよろしいのでしょうか。	その通りです。
6	割掛けの計上について、本工事で使用する鋼矢板及び敷鉄板の運搬費が割掛けで計上されておりましたが、設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	公告図書に割掛け対象表が含まれておりませんでした。 本件は、設計図書に割掛けに関する事項を追加し、訂正いたします。
7	一般管理費等の算出について、本工事では週休2日補正により共通仮設費及び現場管理費がそれぞれ割増となりますが、割増になった工事原価を対象に一般管理費等を算出しているのでしょうか。または補正による増額はあくまでも共通仮設費と現場管理費のみで、一般管理費等の算出は割増する前の工事原価を対象に算出しているのでしょうか。	特記仕様書 2 0 - 1 3 「週休2日推進工事に要する費用」、土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき、補正を行った共通仮設費及び現場管理費を基に一般管理費等を算出します。